

水道のご利用にあたって

民法において、「定型約款」に関する規定が設けられており、水道供給契約に関してもその適用を受けます。

「定型約款」とは「定型取引において契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体」とされており、水道供給契約などの条件を定めた「[大阪市水道事業給水条例](#)」と「[大阪市水道事業給水条例施行規程](#)」がこの定型約款にあたります。

●注：「定型取引」とは、「不特定多数の者を相手方とする取引であって内容の全部または一部が画一的であることが当事者双方にとって合理的なもの」とされています。

水道料金の仕組みと料金及び計算式などについて

[水道料金の仕組みと料金](#)を、確認下さい。

ご使用日数（開始の場合は、水道の使用開始日から最初のメータ検針日までの日数。中止の場合は、前回メータ検針日の翌日から水道の使用中止日までの日数）によって、料金を算出する際の計算月数が異なります。

- ・ ご使用日数が 15 日以下の場合 計算月数 0.5 か月
- ・ ご使用日数が 16 日以上の場合 計算月数 1 か月

計算月数が 0.5 か月か 1 か月かによってご負担いただく基本料金及び適用する料金表が異なります。詳しくは、[水道料金・下水道使用料早見表と計算式](#)をご確認ください。

ご準備いただくもの

水道の中止のお申込みをされる際は、調定番号をご準備ください。

調定番号は、【[ご使用水量等のお知らせ](#)】や【領収書等】に記載されています。

なお、調定番号がご不明な場合は、[大阪市行政オンラインシステム](#)からお問い合わせいただけます。